

平成 22 年度 第 5 回昭島市環境審議会
会議録（要旨）

〔開催日時〕 平成 23 年 3 月 14 日（月） 19：00～20：40

〔開催場所〕 昭島市役所 3 階 庁議室

〔出席者〕

- 1 委員： 椎名会長、嶽山副会長、八尋委員、内田委員、高橋委員、
小坂委員、渡辺委員、山本委員、馬瀬委員
（欠席者）朝岡委員、齊藤委員、寺村委員
- 2 事務局： 三村環境部長、古谷環境課長、山口係長、相沢主査、秋山主事
- 3 コンサルタント会社： 栗原、鬼頭
- 4 傍聴者： なし

〔議事要旨〕

- 1 開会
- 2 議題
 - （1）「水と緑の基本計画」について
 - ①パブリックコメントの結果と対応について（協議）
 - ②「水と緑の基本計画（案）」と答申について（協議）
 - （2）その他
- 3 閉会

〔配付資料〕

- （1）「水と緑の基本計画」について
 - 資料 1 昭島市 水と緑の基本計画（素案）に関するパブリックコメントについて
 - 1-1 パブリックコメントの実施状況
 - 1-2 パブリックコメントの結果について
 - 資料 2 「昭島市水と緑の基本計画（案）」
 - 資料 3 「昭島市水と緑の基本計画（案）」答申書

※当日配付資料

- ・粗朶沈床工法についての説明資料
- ・雨水浸透施設設置費助成の状況（近隣自治体）

[発言要旨]

(1)「水と緑の基本計画」について

①パブリックコメントの結果と対応について（協議）

高橋委員： 意見No.5の湧水の保全についてだが、本編 p 29 の湧水調査結果の推移から湧水地点が減少していることがうかがえる。また、実際に 40 年近く昭島市に住んでいると、湧水マップが配布されるなど湧水が市民に親しまれている一方で、開発などの影響で湧水地点や湧水量が減ってきていると感じる。

今回の計画は水も重視していることから、湧水と一体となった崖線緑地の保全を重点施策にするだけでなく、湧水の保全に関わる施策も重点施策にはいかがか。

八尋委員： パブリックコメントの意見数は旧計画時と比較するとどの程度変わったのか。

事務局： 旧計画の策定時には、パブリックコメント制度自体が無かったため、比較することはできない。

内田委員： 意見No.2 と意見No.4 の多摩川と玉川上水における粗朶沈床工法や、魚や水生生物の棲み処を設置するための他の工法について、国や東京都に昭島市からの意見として上げることができないのか。施策番号 1 にも、多摩川の自然を守るために国へ要請することが記されている。

会長： 湧水の保全に関わる施策を重点施策とすることについて、施策番号 10 や 11 の崖線緑地の保全に関わる施策と連動させ、施策番号 8 を重点施策とすることは可能ではないのか。

渡辺委員： パブリックコメントの意見「湧水の保全に関わる施策も重点施策にすること」に賛成である。

小坂委員： 施策番号 10 や 11 は、あくまでも崖線緑地の保全に関わる施策であるため、湧水の保全に関わる施策番号 8 をできれば重点施策としてほしい。

高橋委員： 施策番号 9 は、市民協働による湧水の保全をうたっているが、この施策を重点施策としなくてよいのか。

会長： 湧水を物理的に保全するためには、施策番号 8 を重点施策とすることが適当であると思う。

事務局： パブリックコメント意見と当会議のご意見を踏まえ、施策番号 8 を重点施策とする。

会長： 粗朶沈床工法については、玉川上水は水道施設であるため、意見No.4 は、現実的ではない。意見No.2 の多摩川については、生物多様性保全の観点から、国に要望くらいしてもよいと思う。

事務局： 国土交通省に連絡し、粗朶沈床工法について問い合わせをしたところ、多摩川の整備計画では、丸太と蛇籠の組み合わせで流れを調整する「聖牛」などの伝統工法が残されているところはそれを維持することになっているが、粗朶沈床工法について具体的に検討したことは無いようである。多摩川は他の大規模河川よりも比較的急流であり、近年は、自然環境や生物多様性に配慮したコンクリートブロックなどもあるため、それらによる工事が中心となっているとのことである。

会長： 河川によって、工法が異なることがわかった。多摩川には、粗朶沈床工法が適当ではないということであると思う。

内田委員： 意見No.2 への対応案として、粗朶沈床工法などを行う是非は、「国土交通省の判断になる」という点に、国に全てを任せてしまうという印象を受けた。国へ要請することを意図した表現にすることはできないのか。

また、水辺と触れ合うことができる別の取り組みも検討していただきたいという思いもある。

事務局：意見No.2の内容が、施策ではなく、施策から派生する具体的事業についての話だったため、このような対応案とした。

水辺に触れ合う取り組みについては、意見No.2の対応案の後段で述べている。

小坂委員：多摩川の水制工法としては、蛇籠が多い印象を受ける。

八尋委員：「国土交通省の総合的な視点による判断にゆだねる」という表現にしてはいかがか。

会長：河川事業を昭島市単独で実現することは難しい。昭島市の立場を明確にするなかで、「判断にゆだねるべきと考えます」とすれば、「判断になる」よりもやわらかい表現になると思う。

事務局：ご意見を踏まえ、対応案を修正する。

会長：今回の意見を踏まえて、事務局に対処案を修正していただき、審議会の考えとしてパブリックコメントへの対応を公表することとする。

委員全員：特に異論はないため承認する。

②「水と緑の基本計画（案）」と答申について

高橋委員：2点の意見と1点のお願いがある。

1点目に、施策番号30で駅前広場等の緑化をうたっているが、それに限らず市民やボランティアを巻き込んだ協議会のような組織の設立を検討する旨を追記してはいかがか。農業においては施策番号57で、農業用水路に関する協議会などの設置の検討をうたっている。

2点目に、施策番号51で水循環に関する条例制定をうたっているが、開始時期が後期となっている。条例制定を後回しにするのではなく、より早期に開始していただければと思う。

最後にお願いとして、資料編p99に記載されている「環境シンポジウム」については、水と緑を普及していくためにも今後も継続して開催していただきたい。

事務局：施策番号30に協議会などの設置を検討する内容を追記することについては、施策番号41や施策番号67に含有していると考ええる。

会長：施策番号30は、あくまでハード面の充実と考えていただければと思う。

八尋委員：施策番号41や施策番号67は、利害が一致する人たちが集まる組織だと認識している。ただし、駅前広場については利害が絡まないため、昭島市で方針を固め、取り組みを行ってはいかがかと思う。

事務局：拝島駅では「拝島駅南口駅前地区まちづくり協議会」が平成19年度に設置され、平成20年度には、まちづくりの理念「ぶらぶら歩きのここちよいまち・拝島」を決定し、既に活動している。

会長：都市計画決定が既にされているような駅周辺の地区があれば、そこでの協議会設置を検討する施策を定めることはできると思う。ただし、駅前広場は基本的に交通機能が最優先で、緑化は付属的な位置づけであるため、独立した緑化協議会というのは現実的には難しいと思う。

事務局：施策番号51の関係については、先日の議会でも一般質問を受けた。その際は、他の取り組みと並行して、水循環に関する条例制定について検討を進めるが、最終的には時期を見て判断したいと回答した。

会長：パブリックコメントが実施され、議会を経た後に、環境審議会独自の判断で開始時期を変更することは難しいと思う。

馬瀬委員：将来大人になる子どもたちへの環境教育は非常に大切であるため、施策番号66を重点

施策にしてはいかがか。

会 長： どの施策も重要であるが、パブリックコメントを実施した後であることや、事務局である環境課以外の課も関係課に含まれていることから、施策番号 66 を重点施策とすることは難しいと思う。

事務局： 施策番号 51 の水循環に関する条例を制定する作業は大変であるが、ご意見を踏まえ、開始時期を後期から中期とする。

環境シンポジウムの開催については、毎年継続できるように努力したい。

委員全員： 「水と緑の基本計画（案）」については、他に異論はない。

（４）その他

事務局： 今期の環境審議会は、一昨年５月頃から、「水と緑の基本計画」の策定に向けて、精力的に審議を行っていただき、答申をいただける段階まできた。今回の会議で出た意見を踏まえて本編を修正し、会長、副会長に審議会の代表として市長へ答申していただく予定である。最終的には、平成 22 年度事業として取りまとめ、本計画を策定する。委員の皆様には約 2 年の長期にわたって、策定に協力していただいたことに感謝したい。ありがとうございました。

以上